

第13回大清水浄化センター連絡調整会議



藤沢市下水道
マスコットキャラクター
「ふじまる」

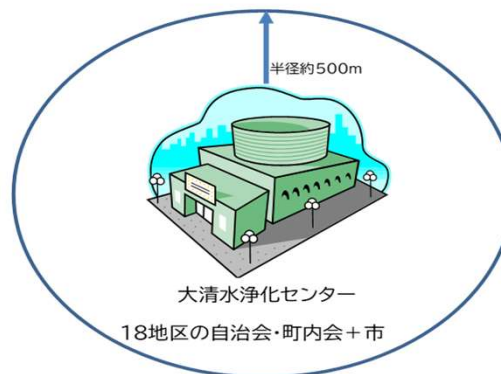
2026年(令和8年)7月4日(土) 10:00～12:00

大清水浄化センター 管理棟 大会議室

藤沢市 道路下水道部

大清水浄化センター連絡調整会議とは

○会議の構成



※18地区の自治会長、町内会長と市で構成する会議です。

○会議の目的

- ・下水処理の仕組み(施設見学)
- ・浄化センター内で行う事業
- ・維持管理の状況
- ・下水道PR事業の案内
- ・その他



(地域)



- 共通認識を図る
- 相互理解を深める



(行政)

○会議の運営

会議は、藤沢市道路下水道部下水道施設課大清水浄化センターが事務局となり、原則として年に一回開催します。
会議の結果は、議事録と説明資料の回覧により、自治会・町内会の皆様へ情報提供を行います。

《問い合わせ先》 藤沢市 道路下水道部 下水道施設課

大清水浄化センター TEL81-8899

下水道の役割

生活環境の改善

下水道は家庭や工場からの排水を速やかに排除し、汚水による生活環境の悪化を改善します。下水道の整備によりトイレの水洗いが進み、悪臭や害虫の発生を防止し、清潔で快適な生活環境を確保します。



浸水を防ぐ

下水道は地表に降った雨水を川や海へ流し、低地部の住居への浸水被害を防いでいます。このためには併せて川も改修する必要があります。

また、近年、宅地化が進み地面への浸透域が減ってしまい、雨水の流出量が増加しています。更に、気候変動により突発的な都市型集中豪雨が頻繁に発生していることなどから、なるべく雨水を地下浸透させたり、貯めたりすることによって川への雨水流出量を抑えることも重要です。



水環境の保全

家庭や工場から排出される汚水をそのまま川や海へ排出すると、水質の汚濁が進みます。下水道は汚水を浄化し、きれいにして川や海へ戻すことで、水環境の保全に大きな役割を果たしています。



資源の有効利用

下水道には利用できる資源やエネルギーがあります。浄化センターで処理した水を再利用したり、汚水を浄化する際に発生する汚泥を資源として活用したり、資源循環型社会を実現するための重要な役割を担っています。

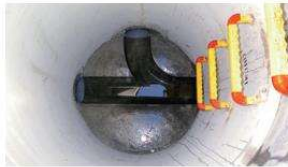


最終沈殿池からの処理水を砂ろ過機に送り、その水を浄化センター内の機器の洗浄などに使用します。水も大切な資源なので再利用しています。

下水道の処理区域と施設

下水道管

道路の下に網の目状に埋設され、汚水を浄化センターへ、雨水を川などへ流す施設です。



マンホール

下水道管の点検・清掃などの管理のために、人が入るための施設です。道路には蓋しか見えませんが、この下にはマンホールとさらに下水道管が埋設されています。藤沢市のマンホールの蓋は、汚水は市の木である「黒松」、雨水は市の花である「藤」をデザインしています。



貯留管

元々ある下水道管の能力を補うもので、下水を一時的に貯める施設です。浸水被害軽減と、合流式下水道の雨水吐口から一定以上の雨の時に流れる未処理水を減らす役割を担っています。



ポンプ場

ポンプ場には汚水ポンプ場と雨水ポンプ場があり、汚水ポンプ場は下水道管を通り低い土地に集められた汚水を、ポンプでくみ上げて、浄化センターへ送る施設です。雨水ポンプ場は大雨時に雨水を、機械的に揚水して川へ排水する施設です。



辻堂浄化センター

1964年に運転を開始し、南部処理区の汚水を浄化し、相模湾へ放流しています。また、辻堂大清水の両浄化センターの処理過程で発生する汚泥の焼却処理も行っています。



大清水浄化センター

1985年に運転を開始し、東部処理区の汚水を浄化し、境川へ放流しています。



藤沢市の下水処理は、南北に細長く、北部の台地から南部の海岸へ続く地形を活かし、3つの処理区に分けた処理形態としています。

相模川流域処理区

相模川流域処理区は分流式を採用し神奈川県柳島水再生センター（茅ヶ崎市柳島）で、汚水をきれいになっています。

茅ヶ崎市柳島水再生センター
約1万人分の汚水処理

辻堂浄化センターには
テニスコート・
野球場があるよ

辻堂
浄化センター
約22万人分の
汚水処理

南部処理区

南部処理区は一部を除き大部分が合流式下水道を採用しており、辻堂浄化センターで、汚水をきれいになっています。

- 10万人以上の水をくみ上げています。
- 5～10万人分
- 1～5万人分
- 1000人～1万人分
- 1000人以下

マルの大きさは施設の規模を示すよ

東部処理区

東部処理区は分流式下水道を採用し大清水浄化センターで、汚水をきれいになっています。

大清水
浄化センター
約18万人分の
汚水処理

- 汚水・合流幹線
- 雨水幹線
- 貯留管
- 汚水ポンプ場
- 雨水ポンプ場
- 浄化センター

下水道の仕組み

水洗トイレ、家庭のキッチン、洗濯などの生活排水や工場排水などの汚れた水を、「汚水」とよび、「雨水」と併せて「下水」とよびます。「下水」は道路の下に埋まっている下水道管へ流れます。「汚水」は下水道管（污水管・合流管）を流れ、浄化センターへ運ばれて汚れを取り除かれた後、きれいな水となって川や海へ流されます。「雨水」は川や海へ直接流れています。

なお、下水道には合流式と分流式の2つの処理方式があります。

合流式下水道

家庭や工場などの汚水を雨水と同じ管（合流管）に集めて流し、汚水は浄化センターへ運び、雨水は川や海に流します。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管で流す方式。汚水は污水管で浄化センターへ運び、雨水は雨水管で川や海へ流します。



第13回 大清水浄化センター連絡調整会議資料

令和7年度

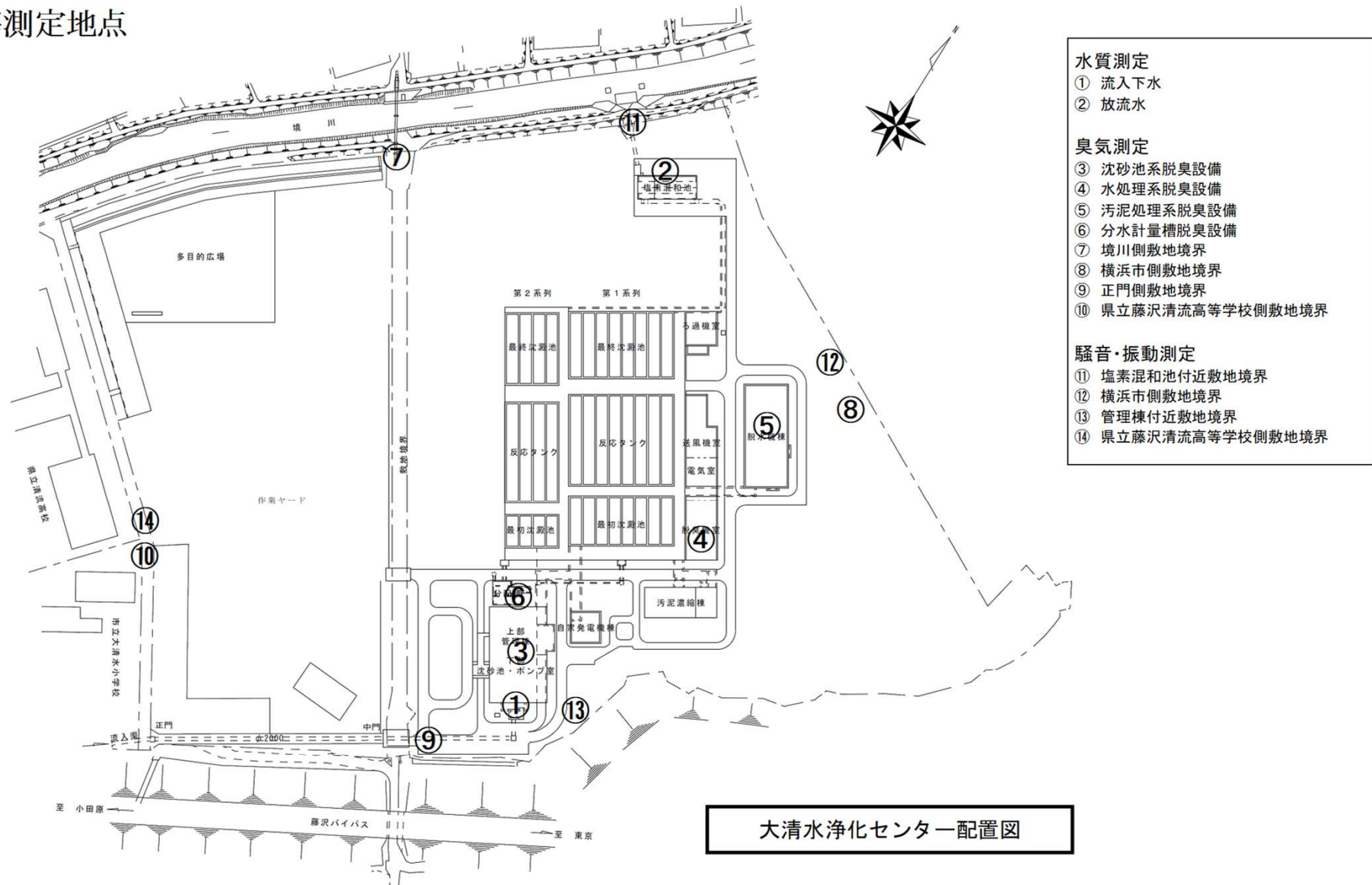
大清水浄化センター維持管理状況

項 目

- 1 水質等測定地点
- 2 水質等維持管理状況
- 3 臭気測定結果
- 4 騒音・振動測定結果

藤沢市道路下水道部下水道施設課

1 水質等測定地点



2水質等維持管理状況

流入水量及び発生汚泥量

	R7年度	R6年度	R5年度
流入水量	58,430 [m ³ /日]	61,210 [m ³ /日]	59,450 [m ³ /日]

水質日常試験結果

(年最大値)

測定項目	流入水①	放流水②	排水基準値
BOD [mg/L]	250	10	25(15)
COD [mg/L]	160	16	25
SS [mg/L]	270	11	70(40)
pH [-]	7.3~8.3	6.6~7.6	5.8~8.6

【放流水の排水基準について】

pH、BOD及びSSは、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、CODは神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制を受けています。BOD及びSSについては、下水道法で定める計画放流水質を()で示しています。

用語の説明

【BOD(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand】

水中の有機物量を微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で表した、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、水の汚れの度合いが大きいことを表しています。

【COD(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand】

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、水の汚れの度合いが大きいことを表しています。

【SS(浮遊物質) Suspended Solid】

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。

【pH(水素イオン濃度) Potential Hydrogen】

水中の水素イオン濃度[H⁺]を示す尺度で、pHが7のときを中性、これより数値が高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性といいます。流入下水は、一般的に弱アルカリ性です。

基準値超過はありませんでした

臭気測定結果 ()は、基準を示します。

ア 敷地境界(1号基準) 単位 臭気指数 [-]

	6月24日	2月20日
境川側⑦		
臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10 (15)
風向 [-]	南東	南南東
風速 [m/s]	0.4	1.2
横浜市側⑧		
臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10 (15)
風向 [-]	南	北西
風速 [m/s]	1.0	0.2
正門側⑨		
臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10 (15)
風向 [-]	西南西	北北西
風速 [m/s]	<0.1	0.4
藤沢清流高側⑩		
臭気指数(規制値)	<10 (15)	<10 (15)
風向 [-]	北	北西
風速 [m/s]	0.1	0.2

用語の説明

【臭気指数】

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水においが感じられなくなるまで無臭空気(無臭水)で薄めたときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

イ 脱臭施設(2号基準) 単位 悪臭物質濃度 [ppm]、臭気指数 [-]

		入口		出口	
		6月19日	1月21日	6月19日	1月21日
沈砂池系脱臭施設③	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.006	0.018	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	30	22	<12(26)	<12(26)
水処理池系脱臭施設④	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.0037	<0.0007	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	0.019	<0.002	0.018	0.009
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	25	22	14(26)	12(26)
汚泥処理系脱臭施設⑤	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	<0.0007	0.048	<0.0007	0.0046
	硫化水素	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	硫化メチル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	二硫化メチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	19	20	<12(29)	<12(29)
分水計量槽脱臭施設⑥	アンモニア	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6
	メチルメルカプタン	0.31	0.22	<0.0007	<0.0007
	硫化水素	<0.006	0.011	<0.006	<0.006
	硫化メチル	0.045	0.034	<0.002	<0.002
	二硫化メチル	0.011	0.014	<0.003	<0.003
	臭気指数(規制値)	34	30	<12(34)	<12(34)

ウ 放流水②(3号基準) 単位 [-]

	7月4日	2月6日
臭気指数(規制値)	15(31)	25(31)

測定項目について

悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づき、悪臭について規制地域と規制基準に関し、藤沢市長が告示で規定しています。それにより藤沢市域では、人の嗅覚を用いて悪臭を判定(官能試験といいます。)する臭気指数で規制されています。
大清水浄化センターではこれを受け、敷地境界(1号基準)、脱臭施設出口(2号基準)及び放流水(3号基準)について、臭気指数による臭気測定を実施しています。また、脱臭設備においては、設備の運転状況を把握するため主な悪臭物質の測定も継続して実施しています。
大清水浄化センターが立地する場所は(都市計画法上の用途地域)準工業地域(2種地域)であり、敷地境界の基準(1号基準)は、15と規定されています。なお、住居系地域の当該基準は、10と規定されています。

基準値超過はありませんでした

4騒音・振動測定結果

- 測定日 2025年12月8日
- 測定場所及び結果 測定単位:[dB]

(1)塩素混和池付近敷地境界 ⑪ 市街化調整区域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	46	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	44			通常運転中
深夜23～6時	45	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	45			通常運転中

(2)横浜市側敷地境界 ⑫ 工業地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	48	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	44			通常運転中
深夜23～6時	44	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	45			通常運転中

(3)管理棟付近敷地境界 ⑬ 第2種住居地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	55	昼間8～19時	37	通常運転中
夜間18～23時	51			通常運転中
深夜23～6時	41	夜間深夜早朝 19～8時	31	通常運転中
早朝6～8時	52			通常運転中

(4)藤沢清流高校側敷地境界 ⑭ 第1種住居地域に隣接

時 間	騒音測定値	時 間	振動測定値	機器運転
昼間8～18時	50	昼間8～19時	30未満	通常運転中
夜間18～23時	44			通常運転中
深夜23～6時	41	夜間深夜早朝 19～8時	30未満	通常運転中
早朝6～8時	49			通常運転中

※騒音の測定値については、90%レンジの上端の数値。
振動の測定値については、80%レンジの上端の数値。

3. 騒音・振動の規制基準

(1) 騒音の規制基準 単位:[dB]

区域 \ 時間	8:00～18:00	18:00～23:00	23:00～6:00	6:00～8:00
準工業地域 ⑪⑬⑭	60	55	47.5	55
準工業地域 ⑫	65	60	50	60

(2) 振動の規制基準 単位:[dB]

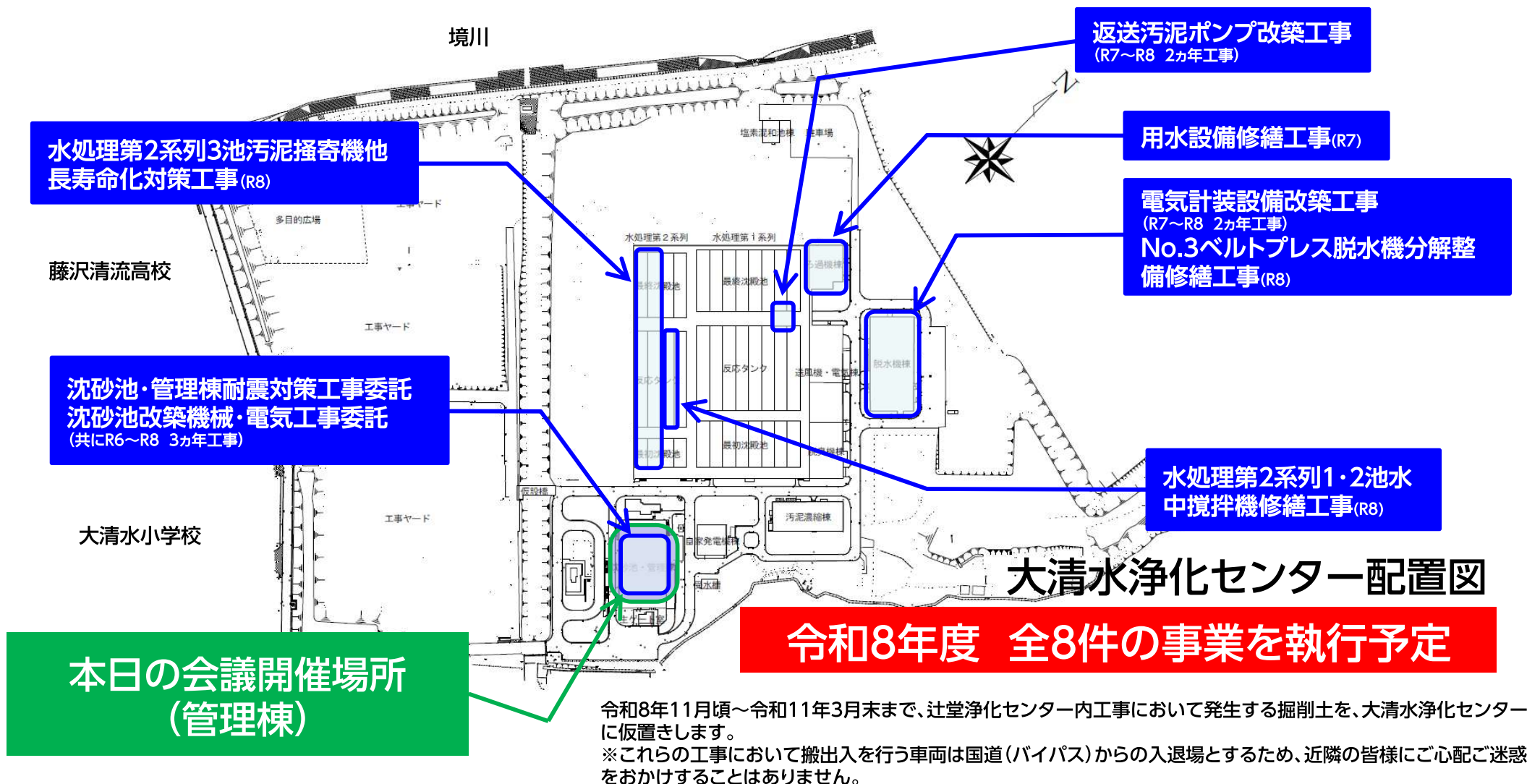
区域 \ 時間	8:00～19:00	19:00～8:00
準工業地域 ⑪⑬⑭	65	55
準工業地域 ⑫	65	60

用語の説明

【デシベル(dB)】

騒音、振動の単位で、基準となる音(振動)の強さとある音(振動)の強さとの比をとってこれを対数表示し、その数値を10倍したものです。日常生活での騒音の大きさは、一般の住宅内 40～50dB、走行中の自動車内 60 dB、電車の中 80 dB、

基準値超過はありませんでした





藤沢市役所

記者発表資料
2025年(令和7年)12月23日

藤沢記者クラブ各位

県内初！「循環肥料ふじまる」を菌体りん酸肥料として登録！

～実用化を目指し、日本大学と共同研究へ～

藤沢市では、浄化センターで発生する下水汚泥を燃やした燃焼灰を肥料として実用化することを目指しています。

11月20日に燃焼灰「循環肥料ふじまる」を菌体りん酸肥料[※]として、神奈川県に肥料登録しました。自治体による燃焼灰の登録は県内初、全国では2例目となります。

「循環肥料ふじまる」について

名称は一般公募により決定しました。肥料成分は肥料の三要素の一つである「りん酸全量」を24%保証しており、植物に吸収されやすい「く溶性りん酸」の割合が高いことも特徴です。

また、発生した燃焼灰に水分を加えて加温する簡単な生産方法のため、現在の設備で対応することが可能です。



循環肥料ふじまる

日本大学との共同研究について

「循環肥料ふじまる」の実用段階にむけて、10月1日に日本大学生物資源科学部と「植物生育に対する下水汚泥燃焼灰の有効性・可能性の評価」に関する共同研究を開始しました。肥料としての有効性や安全性と藤沢の土壌への適正などを調査・研究し、実用化への取組を進めてまいります。



日本大学共同研究(イメージ)

※菌体りん酸肥料とは下水汚泥から作られた肥料の利用促進を目指して、令和5年10月に新たに創設された肥料規格のことです。肥料成分の保証が可能となり、他の肥料と混ぜて生産・販売できるなど、様々なメリットがあります。



2025
健康経営優良法人
ENJO (Excellent for Health)
認定法人(選定)

【この資料に関する問い合わせ先】
藤沢市 道路下水道部 下水道施設課
担当： 佐藤、田中、高橋、名嘉山
内線： 4533
直通： 0466(50)8254



記者発表資料
2026年（令和8年）6月2日

藤沢記者クラブ各位

「循環肥料ふじまる」の実用化に向けて

株式会社アサギリと共同研究を開始！

藤沢市では、令和7年11月20日に浄化センターで発生する下水汚泥を燃やした
燃焼灰「循環肥料ふじまる」を菌体りん酸肥料に登録し、肥料原料としての実用化を
目指しています。

今回6月1日に、主に堆肥の製造販売を行う株式会社アサ
ギリと「燃焼灰を用いた試作肥料の研究開発」に関する契約を
締結し、新たに共同研究を開始しました。本研究では、堆肥を
ベースにして「循環肥料ふじまる」を肥料原料として混合した、
これまでにない新たな肥料の実用化を目指します。



試作肥料のイメージ

「循環肥料ふじまる」について

肥料の三要素の一つである「りん酸」を24%保証
しており、植物に吸収されやすい「く溶性りん酸」の
割合が高いことが特徴です。



循環肥料ふじまる

株式会社アサギリについて

人々の生活や生産活動から発生する汚泥などを収集・処理し、堆肥
を製造・販売している会社です。



会社ホームページ

堆肥とは

動物や植物などの有機物を、微生物の力で発酵分解させたものです。植物の成長に
必要な栄養を与え、土壌を改良する役割を果たします。

以上



【この資料に関する問い合わせ先】
藤沢市 道路下水道部 下水道施設課
担当： 田中、山崎、高橋、名嘉山
内線： 4533
直通： 0466(50)8254

・インスタグラムのご案内

藤沢市下水道PR実行委員会
のInstagramでは、
藤沢の下水道に関する
様々な情報を発信して
おります。

ぜひフォローしてくださ
いますよう
お願いいたします！



藤沢市下水道PR実行委員会のInstagramは、こちらから！

・下水道フェアのお知らせ



今年度は・・・
開催場所・日程等
検討中
です。

参照：ふじさわの下水道（25ページ）

植栽管理の目的

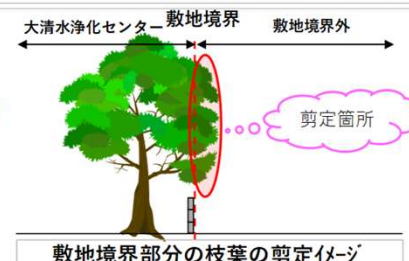
目的①

生い茂った樹木により暗がりが増加し
防犯性を欠く恐れがあることを防止します。
※不法投棄や不審者の住み着き等を抑止します。



目的②

樹木が敷地境界を越境してしまう恐れがあることを防止します。



敷地境界部分の枝葉の剪定イメージ

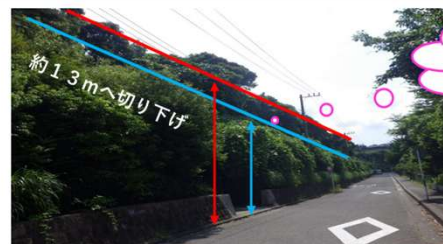
目的③

樹木が電力会社の送電線に接触し、
近隣に停電を引き起こす恐れがあることを防止します。



目的④

強風等による倒木を防止します。

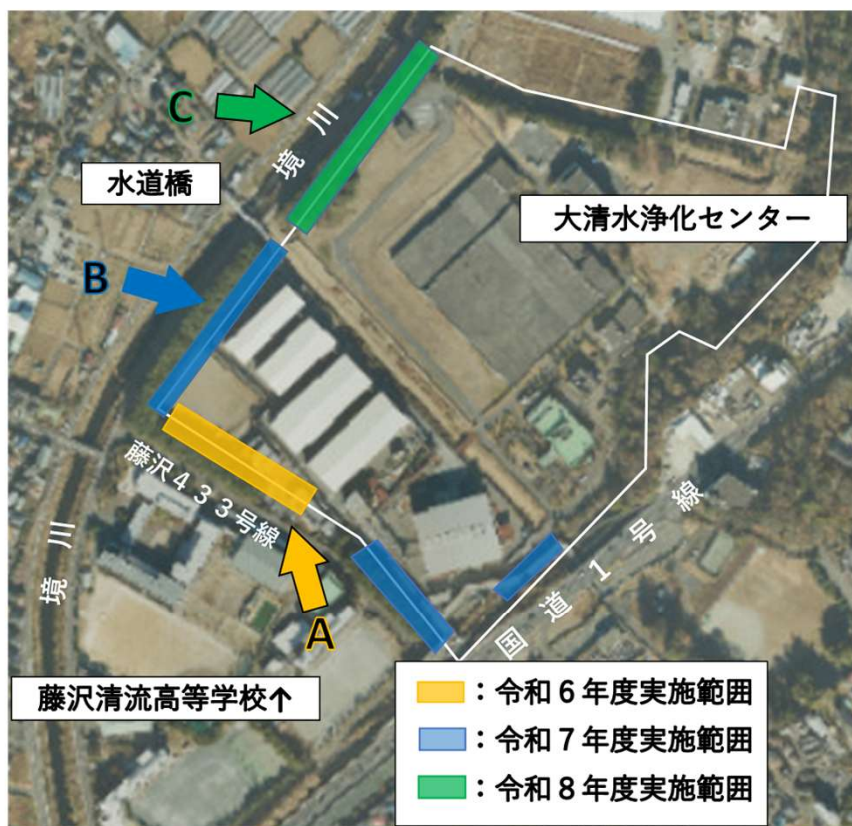


伸びすぎた樹木の切下げ。

※現在の樹木高さ 約15～18m

植栽管理の実績

- 令和6年度に黄色(A)部分、令和7年度は青色(B)部分の樹木を対象に、越境している枝葉の剪定・間引き及び送電線に接触の恐れがある枝葉の剪定を実施しました。
- 令和8年度の4月に緑色(C)部分の樹木を対象に、越境している枝葉の剪定・間引きを実施しました。



- ・樹木の間引き
- ・敷地境界の枝葉の剪定
- ・送電線付近枝葉の剪定

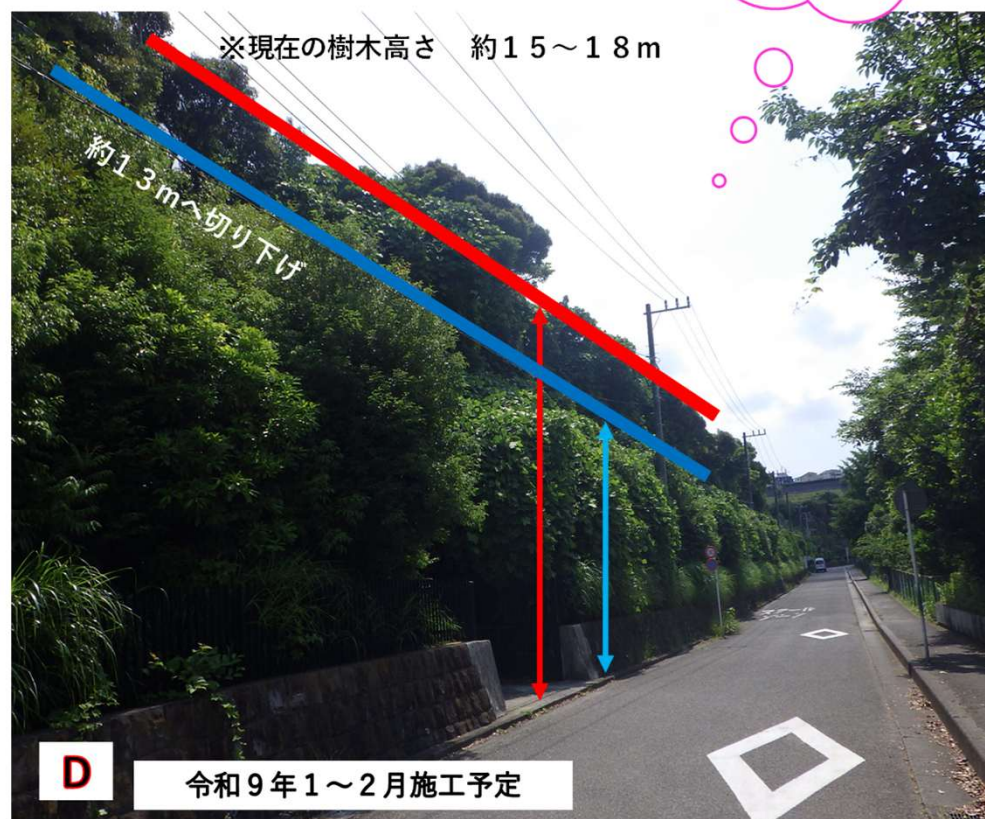
植栽管理の令和8年度実施内容

- ① 赤色(D)部分について、令和9年の1月から2月にかけて、伸びすぎた樹木の切下げを行う予定です。

・伸びすぎた樹木の切下げ



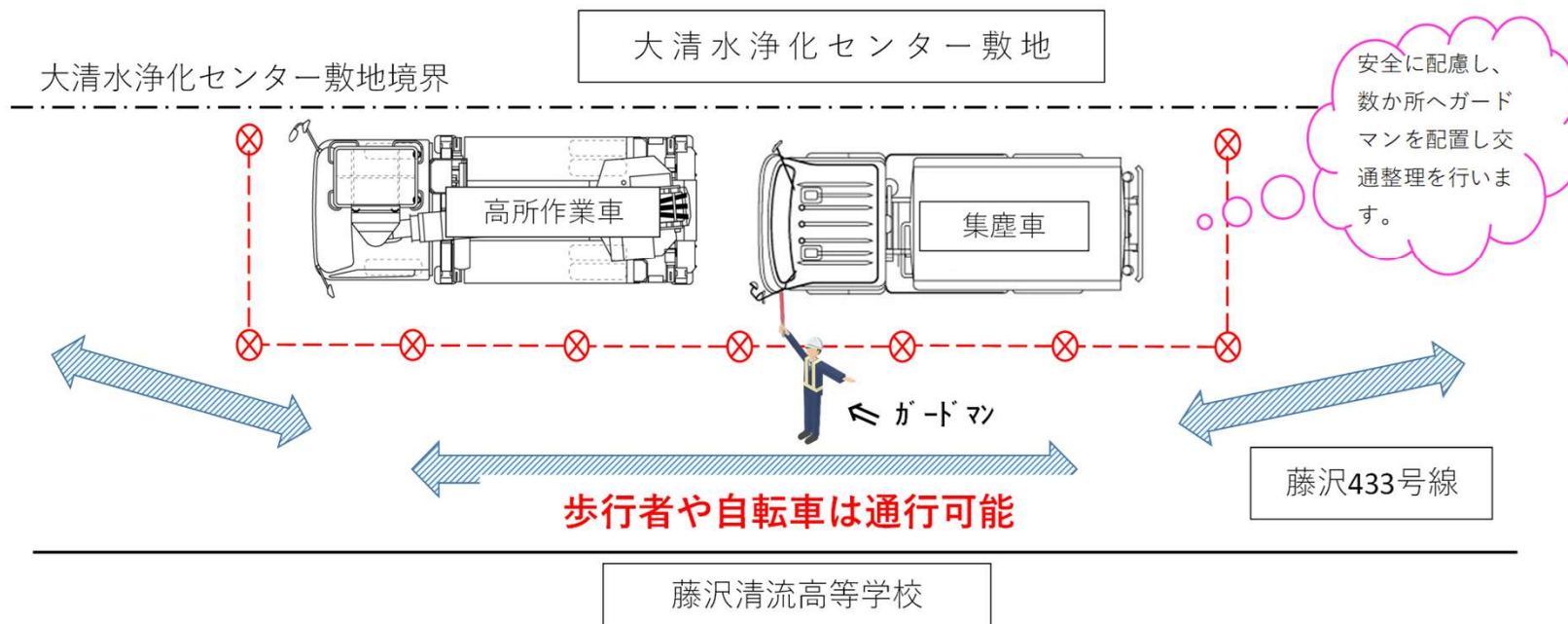
大清水浄化センター配置図



切下げ作業について

令和9年1月～2月の間で1～2週間程度、藤沢清流高等学校沿いの樹木の切下げを行います。

作業に伴い、数名の作業員と工事車両（高所作業車1台・集塵車1台）を藤沢清流高等学校前に配置させていただきます。なお、**作業中であっても、歩行者や自転車は通行可能**となる予定です。ご理解の程よろしくお願い致します。



資料 7

2026 年（令和 8 年） 月 日

大清水浄化センター連絡調整会議
自治会・町内会の皆様

大清水浄化センター長

大清水浄化センター周辺樹木の植栽管理について（お知らせ）

盛夏の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本市下水道行政にご協力をたまわり感謝申し上げます。

さて、大清水浄化センター周辺の樹木は、大清水浄化センター建設当時から環境保全林として皆様に親しまれてきたものです。昨今、樹木が大きく育ち、防犯や安全等の観点から、剪定、切り下げ、間引き等が必要になりました。

過年度より実施して参りました植栽管理について、今年度以降も添付資料の実施内容に基づき、継続して計画して参りますので、宜しく願い致します。

なお、令和 8 年度の樹木剪定、切り下げ、間引き等の作業は、藤沢清流高等学校前に高所作業車、ガードマン、カラーコーン等を配置し、歩行者の通行に支障がないよう十分配慮して実施いたします。皆様にはご不便をお掛けしますが、宜しく願い致します。詳しくは、添付資料をご覧ください。

- 1 作業場所：藤沢清流高等学校前（添付資料 D 部）
- 2 作業期間：2027 年（令和 9 年）1 月から 2 月（日、祝日を除く）
- 3 作業時間：8：30～17：00
- 4 添付資料：

以上

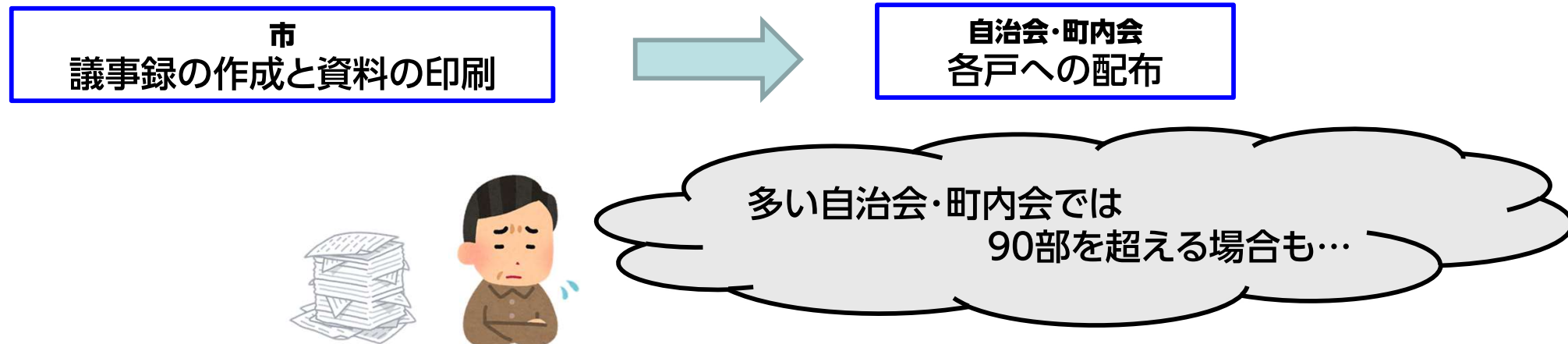
（事務担当）〒251-0002

神奈川県藤沢市大鋸 1，500 番地
藤沢市 道路下水道部 下水道施設課
大清水浄化センター 鷺塚 日向
電話 0466-81-8899

大清水浄化センター連絡調整会議規約

(情報提供)

第5条 藤沢市は連絡調整会議終了後に議事録を作成し、説明資料と合わせて
連絡調整会議を構成する自治会・町内会に回覧するものとする。



・従来の回覧と並行して、試行的に下水道施設課ホームページに資料を掲載



大清水浄化センター連絡調整会議開催結果報告について

大清水浄化センターでは、広く地域の皆様に大清水浄化センターに関する説明や報告等の情報提供を行い相互理解を深めることを目的とした連絡調整会議を年一回開催しています。

第12回大清水浄化センター連絡調整会議

令和7年7月5日に第12回大清水浄化センター連絡調整会議を開催しましたので、その結果についてお知らせします。

- ・ 議事録 (PDF: 467KB)
- ・ 会議次第 (PDF: 55KB)
- ・ 第12回大清水浄化センター連絡調整会議資料 (スライド印刷資料) (PDF: 4,618KB)

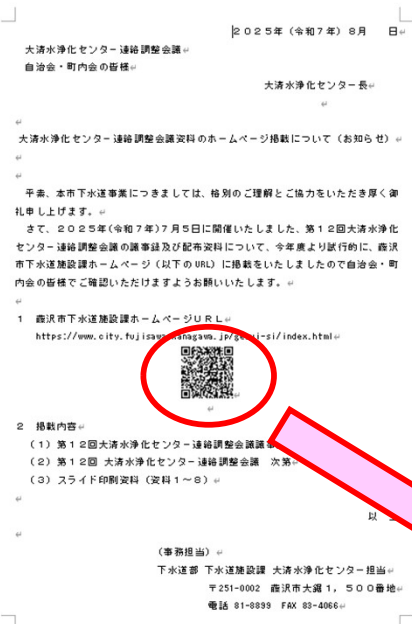
④ 下水道施設課 (仕屋浄化センター、大清水浄化センター) : 新着情報

④ 大清水浄化センター連絡調整会議開催結果報告について

よくある質問・お問い合わせ
市民ポータルサイト「ふじまど」

手続きナビ
手続きコンシェルジュが、あなたをサポートします！

手話リンク
電話で話さず (手話で電話できます)



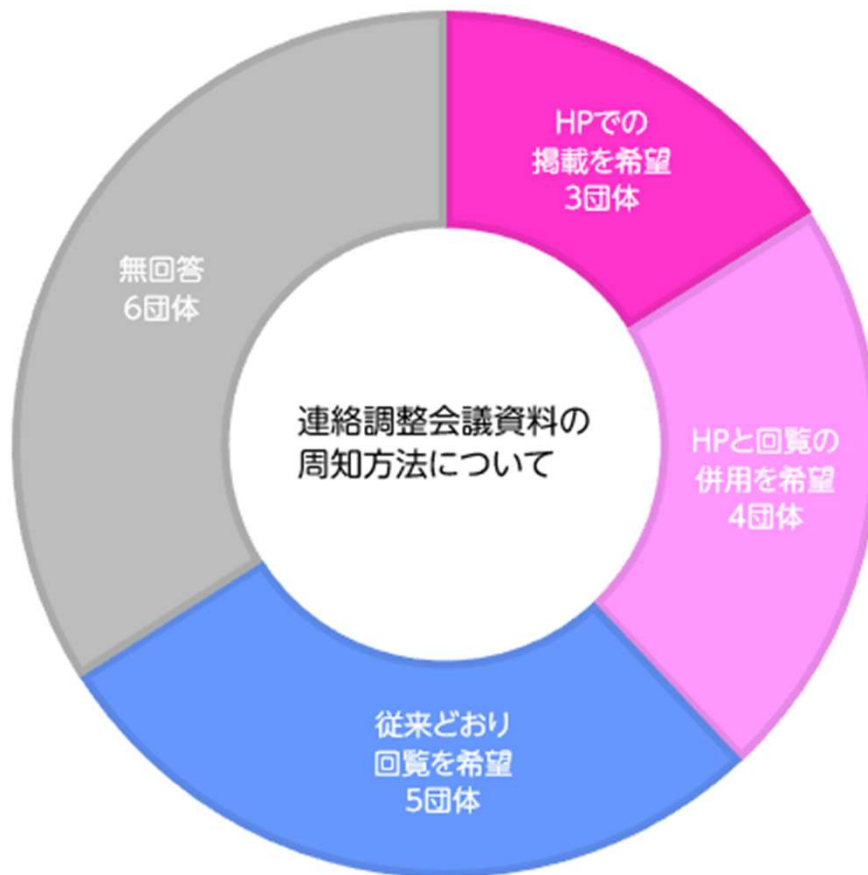
会議資料HP掲載のお知らせ



下水道施設課HP QRコード

下水道施設課HP 新着情報

・各自治会・町内会へ連絡調整会議資料の周知方法についてアンケートを実施



【HPでの掲載を希望】

- ・HP掲載は良いと思う。正直、回覧をしっかりと見ている人は少ないのでは。
- ・ペーパーレス化は良いと思う。
- ・配付作業が大変である。

【HPと回覧の併用を希望】

- ・高齢者を考慮するとHPのみは無理があるため紙との併用が良いと思う。
- ・時代の流れもあるので、HPとの併用（必要部数の印刷）が良いと思う。
- ・HP掲載を基本として、回覧用の1部を回し見れば十分である。

【従来どおり回覧を希望】

- ・紙配布を希望するが、回覧ではなく掲示で対応するので最低限の部数でよい。
- ・高齢の方がいるので、紙での配布の方がよい。
- ・紙での配布を希望するが、印刷枚数を減らしてほしい。

会議資料の必要部数配付とHPでの掲載を継続
皆さまの負担軽減に向けた検討を進める

【ヒアリング対象】連絡調整会議を構成する全18自治会・町内会に対してヒアリングを実施

解散・退会について 資料9

別紙 大清水浄化センター連絡調整会議 自治会・町内会名簿

自治会・町内会連合会名	自治会・町内会名
藤沢東部地区自治会・町内会連合会	緑が丘町内会
	大鰐東町町内会
	新西富自治会
	西富町内会
藤沢西部地区町内会自治会連合会	泉町町内会
	ドルミ藤沢自治会
	坂下町内会
	白旗廻り自治会
	森脇町内会
	ナイスパークステイツ藤沢自治会
	藤沢スカイハイツ自治会
善行地区自治会連合会	立石町内会
	立石ハイツ自治会
	伊勢山辺町内会
	伊勢山辺中央町内会
	第一伊勢山辺町内会
	八洲台町内会
	ベルヴィル自治会

回 覧

2025年（令和7年）9月8日

大清水浄化センター近隣の皆様へ

藤沢市長 鈴木 恒 夫
（公印省略）

第12回大清水浄化センター連絡調整会議の議事録等について

平素、本市下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

大清水浄化センターでは、平成26年度より年に一度、浄化センター近隣の自治会長・町内会長の皆様にお集まりいただき、浄化センターに関する説明や報告等の情報提供を行い、相互理解を深めることを目的とした「大清水浄化センター連絡調整会議」を開催しています。

また、会議の結果につきましては、議事録と配布資料の回覧により、近隣の自治会・町内会を通してお住いの皆様へ情報提供を行っています。

つきましては、2025年（令和7年）7月5日に開催しました第12回大清水浄化センター連絡調整会議の議事録及び配布資料を次のとおり回覧いたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。なお、藤沢市下水道施設課ホームページ（以下のURL）にも同資料を掲載いたしましたので、合わせてご確認ください。

藤沢市下水道施設課ホームページURL

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gesui-si/index.html>



回覧資料・HP掲載内容

- 1 第12回大清水浄化センター連絡調整会議議事録
- 2 配布資料
 - ・第12回 大清水浄化センター連絡調整会議 次第
 - ・スライド印刷資料

大清水浄化センター連絡調整会議運営要領

(目的)

第1条 大清水浄化センター連絡調整会議規約（以下、「規約」という。）第7条に基づき、連絡調整会議を円滑に運営するため本要領を定める。

(報告事項等)

第2条 規約第2条で規定する報告事項等は、下水処理の仕組み、大清水浄化センターで行う事業、及び維持管理状況等とする。

(自治会及び町内会の範囲)

第3条 規約第3条で規定する大清水浄化センター近傍の自治会・町内会とは、国道467号より東側、かつ県道戸塚茅ヶ崎線より西側の概ね浄化センターから500mの範囲にある、別紙名簿に記載する自治会・町内会を指すものとする。

(出席者)

第4条 規約第4条で規定する会議に会員の出席が叶わない場合、会員は会員が所属する自治会及び町内会員（以下、「町内会員等」という。）から代理者を選定し、出席させることができるものとする。
2 会員は、町内会員等を2名まで会議に同席させることができるものとする。

(会議の傍聴)

第5条 規約第4条で規定する会議について、傍聴を希望する者がいる場合、事務局は会議に先立ち会議に出席する会員にこれを諮り、傍聴の可否を決定するものとする。ただし、傍聴者の発言、及び拍手等による意思表示は認めない。

(会員の退会)

第6条 会員が連絡調整会議から退会する場合は、事務局にその旨を書面によって通知するものとする。
2 前項により連絡調整会議から会員が退会する場合、事務局は連絡調整会議に報告を行ったうえ本要領を改正するものとする。

(規約の改正)

第7条 規約の改正は、会員の過半数の同意をもってこれを行う。

(要領の改正)

第8条 本要領の改正は、連絡調整会議に出席する会員の過半数の同意をもってこれを行う。

(庶務)

第9条 連絡調整会議の庶務は、藤沢市道路下水道部下水道施設課において総括し、大清水浄化センターに事務局を置く。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、事務局が連絡調整会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成27年2月15日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月26日から施行する。



退 会 届

大清水浄化センター長

自治会名 ベルヴィル自治会
自治会長 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]

大清水浄化センター連絡調整会議運営要領第6条の規定により、
退会する旨を通知いたします。

自治会名	退会理由	退会年月日
ベルヴィル自治会	自治会解散のため	2026.5.22